

●香川県監査委員公表第7号

令和6年4月12日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年5月29日

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之

第1 監査の請求

1 請求人

観音寺市 眞木 大作

2 請求書の提出

令和6年4月12日

3 請求の内容

（以下、令和6年4月12日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

（1）請求の趣旨

監査委員は、別紙の香川県議会議員の議員派遣に係る違法・不当な公金支出について、香川県知事に対し、同視察に参加した香川県議会議員から香川県に返還を求めるなど、香川県の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

（2）請求の理由

ア 事案の概要

本来、知事が県民を代表して訪問すれば事足りるにもかかわらず、4名の香川県議会議員を高額の公費を支出して南米および北米に派遣したものである。本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、この支出の返還を求める措置・勧告を求める事案である。

イ 本件海外派遣

本件海外派遣は、新田耕造議長、氏家孝志議員、白川和幸議員、里石明敏議員の4名を、昨年11月10日（金）～19日（日）の10日間、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、アメリカ合衆国に派遣したものである。

公開された文書によれば、4名議員の旅費の総額が6,490,052円、旅行代理店への業務委託費が2,210,000円の計8,700,052円にも上る。今回の監査請求対象とはしていないが、議員の派遣に伴い2名の議会事務局職員も派遣されているので、彼らの旅費計1,522,368円を加えれば、今回の議員派遣に係った費用は総計10,222,420円となる。

全都道府県議会を対象に全国市民オンブズマン連絡会議が2023年に実施した全国都道府県議会議員海外派遣調査結果によれば、2023年度の「海外派遣議員一人当りの経費」を都道府県別にみると、香川県の当初8議員派遣素案の経費額は、全国ワーストの高額経費であった。

県民の大きな批判の声を受けて旅費の見直しがされ、派遣を辞退する議員も増えたため、派遣費用は当初の2分の1以下になったとはいえ、すべて県民の貴重な税金であることに鑑みると、決して少額とは言えない。

しかも、旅費の見直し後の経費も、2017年7月に本県議会の海外視察がテレビ放映されて県内外からの大きな批判を受け、旅費返還を求める住民訴訟も提起されたことをきっかけに、2017年12月に制定された「議員の海外派遣取扱要領」の「旅費の額は1人当たり100万円程

度とする」という規定の約1.6倍である。「派遣目的や派遣場所、業務の内容等にかんがみ、合理的な金額とする」という但し書きがついてはいるが、1.6倍にもものぼるこの金額は全く「合理的な金額」とは言えない。上記の表で全国と比較すると、「旅費の見直し後」の経費でも、「海外派遣議員一人当りの経費」は全国ワースト3位である。

自らが制定した海外派遣取扱要領をも無視したこの議員派遣の議決は、議会の裁量権を大きく逸脱したものである。

6月定例香川県議会最終日（7月10日）で議員派遣についての議案が提案された際の添付資料には11月17日に「ハンティントン財団庭園セレモニー出席」と明記され、このセレモニーへの出席が必要の根拠とされていた。南米では県人会の周年行事が実施されるのに対して、北米では周年行事がないので、コロナ前にしばしば使われた便法である「県人会との懇談会」なる昼食会を、北米派遣の根拠にせざるを得ないが、それでは必要性があまりにも低すぎるので、「庭園セレモニー」と目玉にしたと考えざるを得ない。議員らは庭園セレモニーに関する虚偽記載内容を信じて、北米への議員派遣を議決したことになる。

しかも、ハンティントン財団からの招待状の日付は議会議決より11日も遅い7月21日付となっている。香川の中でこの派遣への批判が高まったため訪問を正当化するために急きょ招待状を送ってもらったのではないかと疑わざるを得ない。

香川県の公式HPに掲載されている2023年10月17日受付の県知事へのメールおよび、それに対する知事側からの返答を見れば、事実が確認できる。

知事へのメールを出した人が、7月段階でロサンゼルス在住の人を通じて「ハンティントン財団関係者や庭園の関係者」、「移築した丸亀古民家の関係者」から情報を聞き、加えて知事メール送信者が「県庁の4カ所ほどの関係部署」「職員」に聞いて回った結果、「11月中旬の『ハンティントン庭園セレモニー』など全く決まっていない」と指摘している。

重要なのは、知事側（知事および国際課、議会事務局）が、この指摘を全く否定せず、「移築完了時期が県の南米訪問のタイミングと合わず」という表現で「セレモニー」が設定されていないことを認めていることである。

「6月の訪問団派遣業務の委託先公募の段階では」……「何らかのセレモニーが開催される可能性があった」にしても、7月10日の県議会本会議での本件議決の段階で「庭園セレモニー」がないことは明確だったにも拘らず、セレモニーがないと高額な追加負担の生じる北米訪問の最大の根拠がなくなってしまうので、訪問団議員側は誤魔化し続けたことは明らかである。

8月以降も訪問団議員側（議会事務局）は帳尻合わせのために北米側と必死で交渉したことは想像に難くないが、それでも結局ハンティントン庭園側は「セレモニー」を決して了承しなかったため、実際の日程では「庭園訪問」になっている。こんなことのために、高額な北米派遣が追加されたことは極めて不当な公金支出である。

これほどまでに訪問団議員側が「北米訪問」にこだわり続けたのは、県民世論の批判があまりに強かったがゆえに、南米日程の中に「過去には常態化していた観光日程」すなわち、「裁判で旅費返還を求められたような観光日程」を露骨には組み込みにくくなったので、せめてロサンゼルスでは「ゆったり観光的な日程や土産購入を楽しみたい」という欲望の表われと言う他ない。北米部分の数百万円は費用対効果が見合わない無駄遣いの典型だ。

南米日程に関しても、例えばパラグアイに関しては13日に3カ所の日本の関係機関を訪問

しているが、在パラグアイ大使ともJICAパラグアイ事務所長とも前日の記念式典及び祝賀会で顔を合わせているのだから、翌日事務所を訪問せずとも、後日オンラインなどで容易に情報のやり取りが可能である。在パラグアイ日本商工会議所と同様にオンラインでやり取りすることが可能である。しかも、オンラインであれば他の香川県議会議員、県職員らなども参加して情報を共有することができる。

ちなみに国会議員、地方議員を問わず、海外視察の際には必ずと言っていいほど大使館や領事館などの在外公館訪問が日程に組み込まれ、在外公館はその対応に追われているというのは有名な話である。また、各国の自治体国際化協会（CLAIR クレア）事務所もしばしば海外視察の訪問先として日程に組み込まれるが、現地の状況をより詳しくそしてより多くの議員や職員と共有しようとするなら、オンライン会議ははるかに効果的である。

ブラジルについても同様で、無理やり隙間を埋める行事を挿入して、批判されないように取り繕っているにすぎない。そもそも、パラグアイ・ブラジル両香川県人会と日程調整する段階で、知事のみでの訪問であれば、両方の記念式典日程の間隔を1日縮めて（12日に移動）タイトな日程を組むはずだ。議員を同行させることで、ゆったりした観光可能な日程を組んでおり、これまた公金の無駄遣いである。

なお、県民の批判を受けて9月15日付で出された「ブラジル等訪問団派遣についての議長声明」では、9月1日付のブラジル香川県人会からの「ブラジル香川県民移住110周年記念式典における県議会議員の参加に関する上申書」に言及しているが、この上申書の「『大勢の』県議会議員様にご臨席いただきたく」という表現は極めて異例であり、多人数の議員派遣を正当化するために相手方にこのような表現での文書を依頼したのではないかとさえ思われるほどである。

参加人数については帰国後の記者会見でも「多ければ多い方がいい。無限大に多いという話はいかんと思うが、僕ら数人だけでは人手が足りないと思った」としており、これからも多人数の海外派遣を続けようとする意図が明らかである。

前述の「議長声明」では、同様の議員等の海外派遣は他県でも行われている、としているが、前記の全国市民オンブズマン連絡会議が2023年に実施した調査結果によれば、議員の海外派遣を実施していないという議会が12都県議会、それに加えて昨年度は実施していない議会が5道府県議会であった。つまり、合わせて17議会でも海外派遣が行われていない。2018年の調査では海外派遣を実施していない議会が8議会だけだったので、この間に海外派遣を実施していない議会は倍増したことになる。

税金の使途に対する納税者の目がますます厳しくなっていること、さらには2021年12月に高松地裁で視察旅費返還命令判決が出されたことも全国の都道府県議会の海外視察に対する意識を変えることになったことが推察される。

周年行事では知事が県民を代表して祝意を表明すれば十分であるし、現地の県人の方々との交流の機会を増やそうとするなら、大学生に限らず様々な分野で活動する若い世代の人たちを幅広く募って送り出したり、現地から香川に迎えたりする方が多数の議員を送り出すよりもはるかに有効である。また、その際に帰国報告会や来県報告会を開催すれば、多くの県民にとって相互理解や友好親善を深めるまたとない機会となるはずである。

さらに「令和5年度香川県南米・北米訪問報告書」によれば、農業分野やインバウンド誘致等について報告されているが、県内でこのような分野で活動している若い世代や県の担当

者などを派遣する方が、より効果的であり、今後の具体的な展開が期待される。

地方自治法は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（第2条14項）と定め、地方財政法も「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」（第4条1項）と定めている。移住者や県人会との友好親善関係の強化等の政策目的があるとしても、県民を代表して知事が訪問することで十分である。多額の公費をかけて多人数の議員を派遣するこの事案は、これら地方自治法、地方財政法の規定に照らして違法・不当である。

貴重な税金をどう使えば、県民の役に立つかを考え議論して決めるのが、香川県議会議員の重要な責務である。税金の重みに鈍感で、物価高騰によって苦しんでいる多くの県民の窮状を感じ取ることができず、「県議ならこの程度の豪華旅行は当たり前だ」という感覚でいるなら、県議会議員失格と言わざるを得ない。

ウ 必要な措置を講ずべきことについて

本件海外派遣において議員の旅費および業務委託費として支出された公金8,700,052円は上記の通り、違法若しくは不当な公金の支出にあたるものであり、県民全体の利益を守るために派遣議員らに対してこの支出の返還を求めるよう香川県知事に勧告することを求める。

(3) 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

事実証明書

- ア 令和5年度香川県議会南米・北米訪問報告書
- イ 外国旅費請求兼計算書、外国旅費支給額比較表
- ウ 令和6年2月1日付執行伺変更書（香川県議会ブラジル香川県人移住110周年記念式典等訪問団派遣業務委託契約について）
- エ 2023年度全国都道府県議会議員海外派遣調査（全国市民オンブズマン連絡会議調べ）
- オ 2023年度全国都道府県議会海外派遣議員一人当たりの経費
- カ 県公式HP掲載の「県知事へのメール」および、それに対する知事側からの返答（2023年10月17日受付、同30日回答）
- キ 平成29年（行ウ）第14号不当利得返還等請求事件の2021年12月24日付判決からの抜粋
- ク 「ブラジル等訪問団派遣についての議長声明」（令和5年9月15日付）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和6年4月12日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和5年度香川県議会ブラジル等訪問団派遣に係る公金（議員の旅費）を支出したことが違法又は不当な財務会計上の行為であるか否かについて、監査を実施した。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、陳述及び証拠の提出の機会を設

けたところ、請求人から令和6年4月24日に追加の証拠が提出され、4月25日に請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人の陳述 (要旨)

まず今回の旅行について、本来であれば県の予算でなく、クラウドファンディングを進めていってはどうかという私の意見です。というのは、ここにドクターカーの調達をクラウドファンディングで行ったという証明資料があるのですが、予算がないということでクラウドファンディングを始めたとのこと。行政としては、人の命を預けるような大事な道具だと思うのですが、これをクラウドファンディングでやって、一方で、海外視察を予算とするのは、これは、発想が逆じゃないかということです。

まず、ドクターカーの方を優先して予算を取って、海外視察に行きたければ、皆さんからクラウドファンディングでお金を集めて、それで海外視察に行ったら良いのではないのでしょうか。

あとは、県の財政事情が大変なことになっている。知事自身も財政の先行きは予断を許さない、ということをおっしゃっている訳ですから、本当に必要なものである人の身体、生命、財産を守る、そういったことに予算を使うべきであって、海外視察に行って個人の見識を高めるのも大事でしょうけど、それは、県がお金を出すべきではないと思うんです。余裕があればそれでもいいんですけど、県に余裕がないと知事があちこちで言いながらなぜ、逆のことを行うのか。

あと、海外視察の費用が最初は1人当たり263万円とあまりにも高い。後に、またちょっと金額が下がりましたが、現地視察しなくてもオンラインで視察できたのではないかと思う。そうすれば、現実に行かなくても人が動かなくても、達成できる。

また、証明をつけていますが、JICAの出前講座や秋田県議会のオンライン視察など同じ格好で視察を行えば問題がなかったと思います。

私が議員の海外視察に一番初めに興味を持ったのは、親が子供を育てられない、親がいない子供を預かる県の施設があり、丸亀の方であれば亀山学園が県の施設だったはずなのに、それが民間委託になった。おかしいなと思っていたら、その年にも海外視察に行っていた。

また、問題だと思ったのがJRの件です。過去に香川県の西の方で2箇所線路が寸断され、通れなくなったことがありました。1箇所は、海岸寺の付近の線路が波でえぐられて、JRは復旧工事したと思う。その時にJRは、香川県に費用負担を求めたが、知事は断ったうえで、経営努力で何とかしてくださいと言った。いやいや、大事な路線なのに何を言っているのかなと思った。その時にも海外視察は行っていたと思います。

もう一つは、財田川で鉄橋の橋脚の一つが流されてしまったことがあります。あの時も電車が通れず、バスで代替輸送しました。その際もJRの方から助けられませんかと県に言ったけれど、経営努力でと断った。経営努力、経営努力って言うけれど、民間だって経営努力はしていると思うんです。斜に構えて殿様商売はしていない、みんな必死な思いで働いているのに県は援助を行わない。

また、宇高国道フェリーも打ち切っています。その時も確か年間に1,000万円ぐらいでしょうか。それを止めて、災害が実際に起こったときは、協定を結んでから大丈夫だと。だけど、一度打ち切り、災害時だけ運行するというのは、そんなに簡単には船は動かせないと思う。私は、モーターボートの運転資格は持っている。今は失効していますが。海流や風を読んで船を

動かすことは大変難しい。ましてや大型の船だったら、初めての人が動かすのは、ちょっと難しいと思います。そういったものも、県はお金を出さないにもかかわらず、一方で、海外視察は行っている。やり方が逆ではと思う。逆にそういったものにお金を出して、クラウドファンディングを使って海外視察をすれば良い。自分たちで集めた金ですから何に使ってもらおうとそれは構わんと思います。

香川県議会の南米・北米訪問報告書見ていたら、報告書の中の18ページに、「入植の1世には国籍が与えられなかったものの、2世はアメリカの法律に従い国籍が与えられた。1世は自分たちの子どもに十分な教育をさせてあげたいとの思いがあり、日本人学校をつくるなど高等教育にも熱心に取り組んだ。」と記載がある。また、23ページに、パラグアイでは、「当時の日本人移民の方々の素晴らしさは、雨露を凌いだ後、まず学校をつくり、教育に力を入れた」とある。次に25ページにブラジルでは「移住者達がまず最初に行ったことは学校をつくることであった」とある。27ページに、「人への投資は必ず本県の将来に大きく寄与するものと思います。」と記載されている。

自分たちの地域の子供の教育には無関心であるとしか言いようがない。今だったら、確か高校卒業すれば、その施設にいる子たちは社会に出されるわけです。本人の努力にもよりますが、せめて大学ぐらいは、子どもたちが進学したいと言えればそれを支えるぐらいの予算を取るべきではないかと思います。そういったところへ投資しないで、自分たちの見識を高めるために海外視察を繰り返すのは、少し問題だと思います。

あと、南海トラフが起こるかもしれないと言われているから、災害への対応についての準備も進めていかなきゃいけないし、様々な問題があるのだから、そこに予算を使ってほしい。

先程お伝えした、ドクターカーのクラウドファンディングでお金を集めた話ですが、これは、人の命に関わる道具をクラウドファンディングで資金を集めたことは、問題があると思います。ここには予算を組んで、きちんと対処する。財政が予断を許さないのであれば、海外視察は代表者1人だけにして、その人の報告書を見ればいい。また、現地とのオンライン視察で事は足りると思います。

予算をどう使おうと、私たちは勝手やというのは、それまでかもわかりませんが、県民感情からすれば逆ではないかと思います。県議会の議長さんは、「私の周りは、海外視察は賛成の人が多い。」とおっしゃっていましたが、私の周りは反対が多いですね。毎日の生活が困っている人たちにとっては、そういったことに税金が使われるのは、やっぱり納得いかないもんだと思います。もう少し、そういう人に寄り添った予算を組んでいただきたいと思います。

繰り返しになりますが、さっき申し上げたように、人の命に係わること、生活基盤を損傷した時にどうするか。そういったものに対してもっとお金を使ってほしい。

戦後すぐの時には、海外視察等もほとんどなかったと思います。海外視察と言われ始めたのは、日本が豊かになってからだと思う。生活が苦しい時のことは忘れて、楽しいことばかりをやったのでは、いつかは破綻すると思います。広島県の安芸高田市の市長の議会とのやり取りをよく見るんですが、この市長が言うには、とにかく今から財政を縮小する。その準備を急がないといけない。その時になってやったんじゃ間に合わないから、今のうちから準備をしておくんだと言っていました。準備はしておくべきだと思います。

私は観音寺に住んでいます。豊浜町というところがあるのですが、そこは絶滅地域じゃないけれど、そんな指定も受けているし、空き家も増えているし、更地も多いし、山の方の畑なん

かは、作り手がいないからもう荒れ放題です。何もかも補助を出すというんのはどうかと思いますが、人口が減少して行って、普通の生活は成り立たなくなる。そういった時は来るのだから、そのための準備は今からしておかないと、その時にやったのでは絶対に合わないだろう。会社の経営をしていたら先のことを考えて手を打っておくだろう。その時になって、問題が起きましたでは遅いと思う。特に政治については、他の人より先々を見て手を打っておかないとその時になって行うのは遅い。知事さんの財政がだんだん厳しくなっていくって話があったが、言ってることとやってることが、乖離してるのではないかと思う。現実、どこまで厳しいかということを考えたら、議員の海外視察にお金を出している余裕があるのかなと思います。

(2) 証拠の提出

追加の証拠として、請求人が主張を裏付けるものを提出し、主張の追加を行った。

(以下の書類については省略をする。)

- ア 香川県立中央病院「ドクターカー」のクラウドファンディング募集開始 HP内容
- イ 香川県の財政事情(令和5年5月号 第151号) HP内容
- ウ 香川県議会会議録 令和4年11月定例会(第1日)本文 池田知事の発言 HP内容
- エ 香川県議会会議録 令和4年9月定例会(第2日)本文 池田知事の発言 HP内容
令和5年11月定例会(第2日)本文 池田知事の発言 HP内容
- オ KSB瀬戸内海放送のニュース 2022年11月25日放送 HP内容
- カ 朝日新聞デジタルのニュース 2023年7月9日記事
- キ 芦屋市議会の福島県郡山市オンライン視察 HP内容
- ク 秋田県議会の福島県磐梯町オンライン視察 HP内容
- ケ JICA アフリカのマラウイとのオンライン出前講座 HP内容
- コ クレア(自治体国際化協会)シンガポールのZOOM交流開催のお知らせ HP内容

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である十河直監査委員及び里石明敏監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 訪問団の概要について

本件訪問団は、新田耕造議長を代表とし、氏家孝志議員、白川和幸議員、里石明敏議員の4名で構成され、同訪問団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員2名が随行した。なお、令和5年6月香川県議会定例会においては、参加議員8名で議員派遣を議決したが、議決後、宮岡陽子議員、森裕行議員、山本悟史議員から議長あてに派遣の取消申請があり承認、また、山本直樹議員が死去したため、派遣議員は4名となった。

同訪問団は、「パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典」「ブラジル香川県人移住110周年記念式典」等に参加し、訪問各国の県人会等と交流し、友好親善を図るとともに、本県の栗林公園と姉妹庭園協定を締結したハンティントン財団庭園を訪問し、両庭園の友好関係強化を

図るほか、在外公館等の公的機関、日系経済団体等を訪問し、香川県とパラグアイ、ブラジル及びロサンゼルスそれぞれの都市との経済社会交流の展開につなげることを目的として、令和5年11月10日（金）から11月19日（日）までの10日間の日程で、ブラジル連邦共和国、パラグアイ共和国及びアメリカ合衆国を訪問した。

訪問の行程は、別表のとおりである。

(2) 議員の派遣の手続について

地方自治法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」としている。

訪問団に係る議員派遣の手続は、以下のとおりである。

ブラジル香川県人会及びパラグアイ香川県人会等から議長あてに記念行事への招待があり、知事も招待を受けて出席するため、知事と同行程での派遣について、議長としても派遣を要すると判断し、令和5年5月10日から5月25日の間、議長から各会派に参加者を募った。令和5年6月8日付けで、派遣を希望する8議員は海外派遣実施計画を策定した。同日付けで訪問団の代表として氏家孝志議員から海外派遣実施計画書が議長あてに提出され、議長は当該計画を令和5年6月12日の議会運営委員会に諮った。当該議員派遣は、令和5年7月10日の令和5年6月香川県議会定例会において議決され、決定された。

なお、派遣決定された議員のうち宮岡陽子議員から、令和5年7月12日付けで議員派遣取消申請書が議長に提出され承認された。

また、派遣決定された議員のうち森裕行議員及び山本悟史議員から、令和5年10月12日付けで議員派遣取消申請書が議長に提出され、承認された。

(3) 議員の費用弁償（旅費）の支出手続について

ア 費用弁償（旅費）の支出の根拠となる法令等

議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等支給条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により支給され、また、外国旅行の旅費については、同条第2項の規定により、当分の間、国家公務員の例により支給することとされている。

支給される旅費の内容として、航空賃及び車賃は、それぞれの実費が支給され、日当は、旅行先の区分に応じて、旅行中の昼食費、諸雑費等が定額で支給され、宿泊料は、旅行先の区分に応じて上限額が定められ、宿泊代金、夕食代、朝食代等が支給される。なお、用務の都合で特定の施設に宿泊しなければならない場合等は、宿泊料を実費に調整している。支度料は、海外旅行保険料、任意の予防接種料、スーツケースレンタル料の実費が支給され、旅行雑費は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに

入出国税の実費が支給される。

なお、外国旅行における内国旅行部分の旅費については、自宅を基準として議員報酬等支給条例第3条第1項の規定に基づき、旅費条例の適用を受ける職員の例により支給される。

イ 費用弁償（旅費）の支出額

航空券、宿泊施設等の費用については、議員報酬等支給条例の規定に基づき、派遣議員に対して、費用弁償（旅費）として支給される。

事業を実施するにあたり、航空機の遅延や欠航などの不測の事態に、迅速に対応する必要があること、スケジュールの急な変更があった場合、宿泊施設との調整が必要となることから、航空券及び宿泊施設の手配を委託業務と同一事業者に依頼することが妥当であると考えられるため、同事業者に手配を依頼した。

海外派遣終了後、議会事務局において、旅費事務処理要領（平成23年4月1日施行）に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、令和6年1月25日に、議員4名分の費用弁償（旅費）6,490,052円が支出されている。

(4) 委託契約の手続き及び業務内容等について

ア 委託契約の手続

知事部局では、現地での借上車の手配、ホテル及び空港での手続きをサポートするガイド等の手配、緊急時のサポート体制等について、専門的な知識やノウハウを有する事業者に委託することが適当であることから、委託先を企画提案方式（プロポーザル方式）で公募し、選定委員会における審査を経て、令和5年8月31日に委託事業者を選定した。

議会においては、議員の訪問団派遣に係る行程が知事と同行程であり、訪問団としての緊密な連携の必要性や、現地借上車の共同利用など経済性も考慮した結果、別の事業者に委託することは不相当と判断し、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第184条第7号の規定により、知事部局と同一事業者への単独随意契約とした。

イ 委託業務内容及び経緯

(ア) 委託業務の内容

訪問先での専用車の手配、各空港での乗換え・搭乗のサポート、安全確保対策及び緊急事態発生時の対応等の現地でのサポート等

(イ) 委託契約から委託料支払までの経緯

令和5年8月31日に知事部局が委託事業者と契約締結したことを受けて、同日、この事業者に見積書の提出依頼を行い、同年9月4日に同事業者から見積書の提出があった。契約は、令和5年9月11日、契約額1,955,000円（消費税及び地方消費税込み）、その後、行程の一部変更により精算手続きに時間を要することとなったため、同年12月20日付け変更契約で委託期間等の変更を行った。また、航空便の遅延の影響に伴い、専用車の利用時間が当初予定時間を超過したため、令和6年2月9日付けで変更契約を行い、変更後の契約額は2,210,000円（消費税及び地方消費税込み）となった。委託料の支払日は、令和6年2月29日となっている。

(5) 海外派遣終了後の手続について

平成29年12月に制定した「議員の海外派遣取扱要領」において、派遣議員は、海外派遣終了後、1箇月以内に報告書を作成し、派遣議員の代表者は、それを議長に提出することとなっている。また、議長は、報告書の写しを、議会運営委員会に提出するとともに全議員に配布する

こととなっており、さらに、議長は、報告書を議会図書室に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、速やかに議会ホームページにおいて公開することとなっている。

訪問団における海外派遣の終了後の手続は、以下のとおりである。

令和5年12月14日 派遣議員の代表者から議長に報告書の提出

同日 報告書の写しを議会運営委員会に提出し、全議員に配布

同日 報告書を議会図書室に備え置くとともに、議会ホームページにて公開

別表

年月日（曜日）	発着地	内 容
令和5年 11月10日（金）	高松発 羽田空港着／発 ロサンゼルス着／発 リマ着	(機中泊)
11月11日（土）	リマ発 アスンシオン着	<ul style="list-style-type: none"> ・日系社会福祉センター訪問 ・パラグアイ香川県人会歓迎夕食会 (アスンシオン泊)
11月12日（日）		<ul style="list-style-type: none"> ・パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典 ・パラグアイ香川県人会創立50周年記念祝賀会 (アスンシオン泊)
11月13日（月）	アスンシオン発 サンパウロ着	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAパラグアイ事務所訪問 ・在パラグアイ日本国大使公邸での懇談会 ・在パラグアイ日本商工会議所訪問 (サンパウロ泊)
11月14日（火）		<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル日本移民開拓先没者慰霊碑献花・参拝、日本館見学 ・在サンパウロ日本国総領事館訪問 ・ジャパン・ハウス・サンパウロ訪問 ・ブラジル香川県人会員農園訪問 ・ブラジル香川県人会歓迎夕食会 (サンパウロ泊)
11月15日（水）	サンパウロ発	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル香川県人移住110周年記念式典 ・ブラジル香川県人移住110周年記念昼食会
11月16日（木）	リマ着／発 ロサンゼルス着	(ロサンゼルス泊)
11月17日（金）		<ul style="list-style-type: none"> ・在ロサンゼルス日本国総領事館訪問 ・全米日系人博物館訪問 ・ジャパン・ハウス・ロサンゼルス訪問

		<ul style="list-style-type: none"> ・ハンティントン財団庭園訪問 ・在ロサンゼルス日本国総領事との夕食会 (ロサンゼルス泊)
11月18日(土)	ロサンゼルス発	<ul style="list-style-type: none"> ・Tokyo Central Gardena店視察・意見交換 (機中泊)
11月19日(日)	羽田空港着／発 高松着	

※ 11月15日(水)の航空便(サンパウロ発)が天候不良により遅延(サンパウロ発2時間遅れ)したことに伴い、ロサンゼルス到着が当初予定より約11時間遅れとなったことから、16日(木)に予定していた「南カリフォルニア香川県人会との懇談会」、「Tokyo Centralとの意見交換会」はキャンセルになった。

2 監査委員の判断

(1) 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第125条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」とされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」(最高裁判所平成5年(行ツ)第57号平成9年9月30日判決)とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が本来の目的と全く関連性がない場合など、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることとされることから、本件の海外派遣がそれに当たるか否かについて常に考慮しつつ、請求人の主張について、検討を行う。

(2) 派遣目的の妥当性

請求人は、多額の公費をかけて多人数の議員を派遣するこの事案は、地方自治法、地方財政法の規定に照らして違法・不当であり、様々な分野で活動する若い世代の人たちを幅広く募って送り出したり、現地から香川に迎えたりする方が多数の議員を送り出すよりもはるかに有効である、と主張している。

監査委員は、議長に対し、議員派遣の目的について説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、今回の南米等派遣は、これまでの周年行事の際と同様に、ブラジル香川県人移住110周年記念式典、パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典への招待を各県人会からいただいたことから、議長をはじめとする県議会議員が知事とともに南米を訪問し、それぞれの式典に出席し、祝意を表するとともに、懇談を通じて移住者や県人会との関係の強化を図るものであること、また、あわせて在外公館等の公的機関、日系経済団体等を訪問し、香

川県とパラグアイ、ブラジル及びロサンゼルスそれぞれの都市との経済社会交流の展開につなげることとしていること、また、経由地であるロサンゼルス市では、本県の栗林公園と姉妹庭園協定を締結したハンティントン財団から、令和5年秋に同財団庭園へ丸亀市の古民家が移築予定であったことから招待を受けており、同庭園を訪問し、協力関係の強化を図るとともに、現地香川県人会を訪問し、交流を深めるものであること、さらに、海外県人会との関係の強化のためには、現地でそれぞれの国の環境に触れ、顔を合わせた交流をすることが必要と考えている、との説明があった。

また、本県においては、かねてから県政運営の基本方針として「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画を定め、その中で「国際化の推進」を掲げており、その一環として、海外の県人会との交流を深め、情報交換や人的交流の促進などを通じて関係を強化することに努めているところであること、また、ブラジル香川県人会及びパラグアイ香川県人会から議長あてに記念行事への招待があり、また、ハンティントン財団からは令和5年秋に丸亀市の古民家が移築されるので、代表団を派遣して見学していただきたいとの話があったことから、県議会として派遣を要するかどうかを鋭意議論し、令和5年6月定例会で諮ったところ、議員多数（議長を除く出席議員39名中36名）の賛成が得られたことから、議員派遣を実施することになった、との説明があった。

さらに、これまでも南米各国への移住に係る周年行事に参加し、移住者や県人会との友好親善の推進を図ってきたところであり、県出身の移住者や県人会会員等との交流の場を持ち、本県の近況を伝え、移住者等から、近況、課題、要望等を伺うなど、両者の友好・交流を深めるためには、一定数の派遣は必要であり、相手方に礼を失しない程度の訪問団の結成は必要と考えており、また、県人会との新たな交流事業の検討をはじめ、グローバル化する世界の中で今後の県政に関する政策立案に寄与することなどが期待され、有益なものと考えている、との説明があった。

また、本件派遣については、議長からの説明に加えて、令和5年9月15日に知事公室国際課から公表された資料（以下「知事公表資料」という。）によれば、訪問団の派遣の目的は、次のとおりとされている。

ア 南米にある県人会の活動を支援し、本県と現地の県人との友好親善と関係強化を図るため、令和5年11月にブラジル連邦共和国で開催される「ブラジル香川県人移住110周年記念式典」、同じく、パラグアイ共和国で開催される「パラグアイ県人会創立50周年記念式典」等に出席し、祝意を表するとともに、移住された方々の労苦に対し敬意を表し、より一層絆を深め、友好親善関係の強化を図り、青年交流や県内企業の進出、県産品の販路拡大などの促進、本県のPR等について、引き続き御協力をお願いする。

イ アメリカ合衆国ロサンゼルス市では、本県の栗林公園と姉妹庭園協定を締結したハンティントン財団庭園を訪問し、両庭園の友好関係の強化を図るとともに、現地香川県人会を訪問し、関係強化と友好親善に努める。

ウ 在外公館等の公的機関、日系経済団体等を訪問し、香川県とパラグアイ、ブラジル及びロサンゼルスそれぞれの都市との経済社会交流の展開につなげる。

これら議長からの説明及び知事公表資料に基づき検討したところ、本件訪問団の派遣目的は、ブラジル外2か所の海外県人会等との友好交流推進等を図るものであり、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものと考えられることから、派遣の目的は合理的で

妥当なものであると認められる。

したがって、本件派遣目的については違法又は不当なものであるとはいえない。

なお、請求人は、本来、知事が県民を代表して訪問すれば事足りるにもかかわらず、4名の香川県議会議員を高額の公費を支出して南米及び北米に派遣したものである、と主張しているが、ブラジル香川県人会、パラグアイ香川県人会及びハンティントン財団の各団体から正式に議長あてに招待状を受け、これらに対して議員を派遣することは、派遣の目的として合理的で妥当なものである。

また、請求人は、ハンティントン財団からの招待状の日付が議会の議決日より遅いことについて、訪問を正当化するために急ぎよ招待状を送ってもらったのではないかと主張しているが、これについては令和5年9月15日に国際課が記者発表を行った際、「ハンティントン財団からのお招きが口頭によるものだけであったため、書面での提示を依頼したところ、令和5年7月21日に正式に招待をいただいた」との説明があり、知事及び議長あての招待状に「貴殿とご訪問団の皆様をハンティントン財団庭園に謹んでご招待いたします」とあることから、ハンティントン財団からの招待状は正式なものである。

(3) 議会における審議

請求人は、本件派遣費用が2017年12月に制定された「議員の海外派遣取扱要領」の「旅費の額は1人当たり100万円程度とする」という規定の約1.6倍であり、「派遣目的や派遣場所、業務の内容等にかんがみ、合理的な金額とする」という但し書きがついてはいるが、1.6倍にものぼるこの金額は全く「合理的な金額」とは言えず、自らが制定した海外派遣取扱要領をも無視したこの議員派遣の議決は、議会の裁量権を大きく逸脱したものである、と主張している。

このことについて、監査委員は議長に対し、議員の海外派遣取扱要領に基づく手続きについて説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、ブラジル香川県人会及びパラグアイ香川県人会等から議長あてに記念行事への招待があり、知事も招待を受けて出席するため、知事と同行程での派遣について、議長としても派遣を要すると判断し、令和5年5月10日から5月25日の間、議長から各会派に参加者を募り、同年6月8日付けで、派遣を希望する8議員が海外派遣実施計画を策定したこと、また、同日付けで訪問団の代表として氏家孝志議員から海外派遣実施計画書が議長あて提出され、議長は当該計画を6月12日の議会運営委員会に諮ったこと、さらに、当該議員派遣は、令和5年7月10日の令和5年6月香川県議会定例会において、議決され、決定された、との説明があった。

本件派遣については、上記取扱要領に基づき、令和5年6月12日の議会運営委員会で承認を得た後、同年7月10日の県議会で、議員派遣の件として派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、植田真紀議員及び樫昭二議員から反対討論がなされた後、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえず、請求人の主張は採用できない。

(4) 派遣計画の妥当性

請求人は、令和5年7月10日の県議会本会議での本件議決の段階で「庭園セレモニー」がないことは明確だったにも拘らず、セレモニーがないと高額な追加負担の生じる北米訪問の最大の根拠がなくなってしまうので、訪問団議員側は誤魔化し続けたことは明らかである、また、現地の状況をより詳しくそしてより多くの議員や職員と共有しようとするなら、オンライン会

議がはるかに効果的である、さらに、議員を同行させることで、ゆったりした観光可能な日程を組んでおり、これまた公金の無駄遣いである、と主張している。

監査委員は、議長に対し、訪問団の行程表について説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、令和5年9月15日に知事公表資料の発表に合わせて、議長声明を発表しており、この中にあるとおり、パラグアイ香川県人会からは同年5月に、ブラジル香川県人会からは同年6月に、それぞれ招待状をいただいております、ハンティントン財団からは、令和4年7月に南カリフォルニア香川県人会会長が本県知事を表敬訪問された際、同会長を介して同財団の日本庭園に丸亀市の古民家を移築するプロジェクトが完成する令和5年秋頃に本県から代表団を派遣して貰いたい旨の要請を受け、同年7月に正式に招待状をいただいておりますもので、これらの招待に応じることは国際的礼儀にかな適うことでもあり、本県の基本方針である「国際化の推進」にも資するものであること、さらに、ハンティントン財団庭園への訪問については、南米の記念行事への出席の際の経由地であることから、別々の時期に訪問するのではなく、南米の記念行事に併せて訪問することが、より経費の節減に資すると判断した、また、過去の例を見ると例えばブラジル香川県人移住100周年記念式典では、式典参加者306名、懇談会54名となっているなど、極めて多くの方々に参加されることが通例で、それら多数の出席者が数個のテーブルに分かれて懇談することになるため、派遣の実を上げるためにはそれなりの議員数を要するものと考え、との説明があった。

また、全体の日程についても、議長声明に添付されている行程表記載のとおり、今回の派遣目的に沿った視察、訪問等が密に組まれており、機中泊も3泊あるなど、移動時間及びその隙間の時間以外にいわゆる自由時間が生じる余裕はなく、さらに、外務省の海外安全情報のホームページによると、サンパウロ及びアスンシオンの危険レベルは「レベル1：十分注意してください」となっており、自由に外出できる状況にはない、との説明があった。

これら議長からの説明及び議長声明に基づき検討したところ、まず、ハンティントン財団庭園への訪問については、令和4年7月に南カリフォルニア香川県人会会長を介して、令和5年秋頃に本県から代表団を派遣して貰いたい旨の要請を受けている中、同地が南米の記念行事への出席の際の経由地であることから、別々の時期に訪問するのではなく、南米の記念行事に併せて訪問することが、より経費の節減に資すると判断したものであるとの議長の説明は、一定の合理性があると考えられる。

また、請求人が主張する行程については、令和5年11月11日（土）から11月18日（土）までの訪問予定先、施設の内容、行動計画等を確認したところ、いずれも、県人会会員との交流や、県人を含む日系人の歴史及び現状等についての知識の深度化、本県の情報発信や県産品の展開等に係る活動等が予定されており、単なる見物が計画されているものとは認められない。

さらに、(2)で議長からの説明にあったとおり、現地香川県人会を訪問し、交流を深めることなど、海外県人会との関係の強化のためには、現地でそれぞれの国の環境に触れ、顔を合わせた交流をすることが必要と考えている、との説明は一定の合理性があり、オンライン会議ではなく、実際にある程度的人数で現地を訪問したことは妥当である。

これらのことから、交流が予定されていた訪問先については、それぞれ合理的な目的を有するものであり、かつ、全体としても友好交流等に資するものであると考えられることから、本件の派遣計画は派遣目的に沿ったものであり、違法又は不当なものとはいえない。

(5) 派遣費用の妥当性

請求人は、本件海外派遣は、すべて県民の貴重な税金であることに鑑みると、決して少額とは言えず、「議員の海外派遣取扱要領」の「旅費の額は1人当たり100万円程度とする」という規定の1.6倍にもものぼるこの金額は全く「合理的な金額」とは言えない、と主張している。

監査委員は、議長に対し、旅費の算出根拠について説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、旅費は「香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」第3条第2項「外国旅行の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給する」との規定に基づき支給していること、また、議員の海外派遣取扱要領制定日の平成29年12月時点の為替レートは、1ドル約113円であるのに対して、今回の派遣日程である令和5年11月時点では約150円であることを勘案すると、今回（6泊10日）の議員一人あたりの旅費約162万円は、合理的な金額と考えており、裁判の対象となった平成28年9月のパラグアイ日本人移住80周年記念式典等については、式典への参加及び関連する施設・機関等への訪問や視察は、返還の対象となっておらず、今回の行程及び費用は判例の範囲内のものであると考えていること、さらに、宿泊費については、パラグアイ（アスンシオン）、ブラジル（サンパウロ）においては、現地の治安状況、式典会場との距離等に基づいてそれぞれの県人会から推薦いただいたホテル、アメリカ（ロサンゼルス）においても県人会の推薦を受け、県人会との懇談会場と同一のホテルとしたうえで客室の等級はいずれもスタンダードとしている、との説明があった。

議長からの説明に基づき検討したところ、一人当たりの旅費が約162万円となったことは、ホテル選定において各国県人会の推薦を受けたホテルとした結果であると認められ、また、議員の海外派遣取扱要領制定当時と比べ、派遣当時の為替レートが概ね1.3倍になっており、それに応じて円建ての金額が高くなることを考慮すれば、派遣旅費の金額については、一定の合理性が認められる。

さらに、請求人は、知事が「本県財政の先行きは予断を許さない」と発言したことについて、議員の海外派遣にお金を出している余裕があるのか、と疑問を呈し、議員派遣をクラウドファンディングの活用で実施すべき、と主張しているが、各団体から正式に招待状をいただいております、これらの招待に応じることは、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものと考えられることから、クラウドファンディングではなく、予算措置をしたうえで執行したことは妥当なものであると言える。

これらのことから、今回の派遣費用については、違法又は不当なものであるとはいえない。